# 阪神水道企業団公報

平成28年８月２日㈫
号　外

毎月15日発行


目　　次


◇監査公表◇

○　平成27年度定例監査の結果に基づく措置状況の公表


## ◇監　査　公　表◇

監　公　第　１　号
平成28年７月29日

阪神水道企業団監査委員　沖　久　正　留
同　　上　田　さち子

平成27年度定例監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成27年度定例監査の結果に基づく措置状況について、企業長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表する。

| 監査意見及び要望事項 | 措置内容等 |
|---|---|
| **１　職員の服務状況**<br>**⑴　長時間の超過勤務について**<br>職員数については、水道用水供給ビジョンに基づき削減傾向にある中、適正な人員配置が求められるが、一部の課所において長時間の超過勤務が発生していた。平成27年１月から12月までの１年間で累計360時間以上の超過勤務を行った職員が６名おり、また、超過勤務が多い課所においては年次有給休暇の取得が少ない傾向も見受けられた。<br>これらについては、特定の課所への業務負荷の偏り及び人員配置の不均衡が要因として認められる。健康管理面における問題も懸念されるため、業務の分散化及び必要な人員の確保等について、全庁的な問題 | ［総務部　総務課］<br>平成28年度の定期異動において、当該課における所管業務の再編を行い、業務負荷の偏りの一部改善を図った。今後、更に組織体制の検討を行い、適正な業務配分及び職員の配置に反映していく。 |

| | |
|---|---|
| として認識し、早急に抜本的な対策を講じられたい。 | |
| ⑵　**休暇制度について**<br>今年度から年次有給休暇の時間単位での取得が可能となり、時間の有効活用による業務の効率化に一定の効果があったとのことだが、今後も休暇制度の運用面において改善の余地があれば、労使協議の上、引き続き改善を図り、より良い制度運用に努められたい。 | ［総務部　総務課］<br>休暇制度については、業務の効率化に資するよう、公務員の休暇制度の枠組みの中で、より良い制度運用に努める。 |
| ⑶　**組織体制について**<br>昨年度まで水質試験所事務係が所管していた業務について、今年度から担当職員を浄水管理事務所に異動させた上で処理しているが、特に決裁手続における責任の所在が不明瞭であるため、適切な組織体制について引き続き検討されたい。 | ［総務部　総務課］<br>平成28年３月31日付けで分課規程を改正し、旧の水質試験所事務係が所管していた業務を、水質試験所の事務分掌として明確化した。引き続き組織体制の在り方について検討していく。 |
| **２　文書の処理保管状況**<br>⑴　**文書事務処理について**<br>一部の様式類において、規程と整合しないもの又は複数の規程により同種の様式が定められているものが見受けられた。合規性の観点からも、各種規程に基づく事務処理に努めるとともに、規程そのものについても、実情に応じ適時適切に見直しを図られたい。<br>また、一部の日誌類において、いわゆる「消せるボールペン」により記入されたものが見受けられた。適正な文書処理を行うに当たり、当該筆記具を公文書へ使用しないよう周知徹底を図られたい。 | ［総務部　総務課］<br>「管理職員特別勤務手当実績簿」については、平成28年３月23日付けで規則を改正し、規則と様式の不整合を解消した。<br>「消せるボールペン」の使用については、平成28年３月11日付け各所属長宛通知文書により、当該筆記具の公文書への使用及び公費による購入の禁止を周知した。 |
| ⑵　**情報セキュリティ対策について**<br>情報セキュリティ対策については、業務のシステム化の拡大に伴い、情報資産への脅威も増している | ［総務部　総務課・経営企画課・技術部　施設管理課］<br>情報セキュリティ対策については、平成28年度において、更なる情報セキュリ |

| | |
|---|---|
| ため、重要インフラである水道事業においては、より高度な対策が求められる。現在、当企業団においても、情報セキュリティポリシーを策定し、その運用も着実に推進されているが、今後ともＰＤＣＡサイクルによって適時ポリシーの見直しを図り、情報セキュリティ対策水準の向上に努められたい。特に、マイナンバー制度への対応については、極めて重要な個人情報であることを踏まえ、その取扱いには最大限の注意を払い、万全の体制を整備されたい。 | ティ水準の向上に資するため、監視制御システムのネットワークからの切り離し（H28.５月実施済み）、セキュリティ診断等を行う。<br>マイナンバー制度については、規則に基づき、特定個人情報の取扱責任者等を設置し、漏えいを未然に防止するための特定個人情報保管システムの設置、安全管理措置等を実施した。また、特定個人情報を保存する人事給与システムを情報系ネットワークから切り離しを行う等、マイナンバー制度への対応については、規則を順守し適切に対応していく。 |
| ⑶　公文書の適正な管理について<br>平成25年度から実施している文書管理の見直しに伴う諸作業については、書庫の整備及び収蔵文書の整理等、徐々に進捗しているものの、一部の課所において台帳類の整備に依然として遅れが生じている。公文書の適正な管理に向け、今後とも着実に作業を推進されたい。 | ［総務部 総務課］<br>文書管理の見直しに関する諸作業については、今後も着実に推進するとともに、平成28年３月31日付けの文書規程の一部改正により、今年度から「文書管理等委員会」を設置することとしており、これにより、文書管理の適正化に向け、企業団内部で自主的に検査及び改善する仕組みを整備した。 |
| ３　予算の執行状況<br>予算の流用は、公営企業の効率的運営の観点からも一定認められているが、当初予算の編成段階においても十分に精査し、過不足の無い予算計上により予算の流用を最小限にとどめるとともに、流用の財源についても慎重に検討し、適切な予算執行に努められたい。 | ［総務部 経営企画課］<br>予算編成については、十分に精査し、過不足のない予算計上に努めるとともに、流用についても真にやむを得ない場合に限るよう、予算の配付会議時に通知を行い、適切な予算執行に努めていく。 |
| ４　経理処理及び金銭の出納保管状況<br>昨年度の財務規程の全面改正に伴い定められた帳簿類の一部について、使用実態の無いものが依然として散見されるため、規程の改正等、適切に措置されたい。 | ［総務部 財務課］<br>会計制度の改正に伴い、財務課主管帳簿に「収納明細表」、「未振替一覧表」及び「振替一覧表」を追加したが、「収納明細表」は収入伝票及び勘定内訳簿で、「未振替一覧表」及び「振替一覧表」は勘定内訳簿で、それぞれの内容の確認ができ |

| | |
|---|---|
| | るため、削除することとし、平成28年３月28日付けで財務規程を一部改正した。 |
| **5　契約の事務状況**<br>**⑴　契約制度改正について**<br>今年度においては、工事請負契約における随意契約のうち、入札不調（最低制限価格未満による失格）による失格者との随意契約が１件発生している。これは、平成27年７月の契約制度改正（最低制限価格算定方法の変更等）に係る入札参加業者への周知不足が原因であったと考えられる。本件以降、周知の強化を図っているとのことだが、今後とも契約制度を改正する際においては、業者への周知徹底に努められたい。 | ［総務部 総務課］<br>入札制度の改正等を行う場合には、入札参加業者への周知期間を十分に確保し、周知徹底を図っていく。 |
| **⑵　入札方法の決定について**<br>今年度においては、物品売買及びその他請負契約において、指名競争入札を10件採用している。入札参加業者が限定される案件については、専門性及び事務の効率化の観点からもやむを得ないものと考えられるが、入札方法の決定に当たっては、後に疑義が生じないよう、案件ごとに公正性、競争性及び透明性の確保を念頭に判断し実施されたい。 | ［総務部 総務課］<br>指名競争入札の実施に当たっては、可能な限り一般競争入札とすることを前提に検討し、案件ごとに明確にして実施する。 |
| **6　物品検収及び出納保管状況**<br>**⑴　物品検収について**<br>物品の検収については、おおむね適正に処理されていたが、一部において、物品購入伺の決裁前に発注している事例が見受けられたため、適正な物品調達手続きの徹底を図られたい。 | ［総務部 総務課］<br>平成28年６月30日付け各所属長宛通知文書により、適正な事務処理について、改めて周知徹底した。 |
| **⑵　貯蔵品の出納について**<br>貯蔵品の受入れ及び払出しについては、財務規程に基づき、おおむね適正に整理及び管理されていた | ［総務部 財務課］<br>平成28年４月より、甲東ポンプ場及び西宮ポンプ場の帳簿を区分し、管理することとした。 |

| | |
|---|---|
| が、送水センターにおいて、ポンプ場ごとの数量の把握が帳簿上困難となっていたため、表記方法の改善を図られたい。 | |
| 7　財産の取得管理状況<br>⑴　土地の売却・有効活用について<br>今年度においては、香櫨園公舎及び猪名川公舎跡地の売却を予定していた中、香櫨園公舎跡地については、昨年12月に入札が行われ、落札者との売買契約が既に完了している。一方、猪名川公舎跡地については、現在土壌調査を行っており売却には至っていない。<br>また、その他の保有地については、事業用定期借地権の活用や、直営駐車場の民間業者への運営委託化等により安定収益の確保に努め、成果を上げているが、遊休地となっている公舎跡地については、様々な理由により売却に至っていない。今後とも売却推進に努めるとともに、売却以外の新たな活用方法の可能性についても検討し、収益の確保に努められたい。 | ［総務部 財務課］<br>売却が未了である住吉木造公舎跡地については、価格を見直し、早期売却に努める。<br>猪名川鉄筋公舎跡地については、現状の地盤などを考慮すると、売却が困難な状況にあるため、今後、駐車場としての利用を検討していく。 |
| ⑵　不法投棄対策について<br>昨年12月に、淀川ポンプ場付近の企業団用地に不法投棄があり、企業団の費用で処分している。不法投棄への対策としては、監視体制を強化し、早期発見により規模が小さなうちに迅速に対応することが、抑止力向上の一策となる。既に巡視範囲の拡大等の対応は行っているとのことだが、引き続き対応を継続されたい。 | ［総務部 財務課］<br>フェンスによる防止策を講ずるのが困難であるため、大阪市道路管理者に、道路側からのフェンス設置について要望するほか、不法投棄禁止の看板を設置、地元警察と連携するなどの方法により、抑止力向上を図っていく。 |
| 8　導送配水の業務状況<br>⑴　事故再発防止について<br>昨年７月及び12月に送水センタ | ［技術部 浄水計画課・施設管理課・工務課］ |

| | |
|---|---|
| 一で発生した2件の送水ポンプ停止事故についても、幸い給水業務に影響は無かったものの、いずれも職員の注意不足等により発生した事故であったため、今後、このような事故が発生することの無いよう、引き続き再発防止に努められたい。 | 事故発生後、原因と対策などの振り返りを実施し、指揮者、作業者の役割分担の明確化、作業チェックシート活用によるチェック体制の強化など、課題の抽出と見直し検討を行った。<br>事故の情報については、関係他課所でも共有することで、今回の事故を教訓として再発防止と技術継承を図っていく。 |
| ⑵　**危機管理対策について**<br>危機管理対策については、昨年度に引き続き土石流対策の調査検討を実施しているが、今後とも国や兵庫県等の動向を注視し、関係団体とも連携を図りながら適切に対応されたい。<br>また、今後とも、現場での訓練をはじめ、研修会等の取組を継続的に実施することにより、職員の危機管理対応能力の向上に努められたい。 | ［技術部 浄水計画課］<br>土石流対策の調査では、送水施設に大きな被害はないとの結果となったが、相対的に影響があると判断された一部の管理坑においては、改良工事や修繕工事のタイミングで、国や兵庫県の動向を注視しながら、対策を検討していく。<br>また、危機管理対応としては、構成4市、兵庫県、大規模用水供給事業体との合同訓練や、職員研修として実施した「阪神淡路大震災20年の振り返り」などを通じた大規模震災発生時の対応や経験値継承について、今後も実施していく。 |
| 9　**工事の設計、施工監督及び検査実施状況**<br>特に監査意見及び要望事項なし。 | ―――― |
| 10　**その他の事項**<br>⑴　**電気料金について**<br>電力料金については、昨年12月に経済産業省から再生可能エネルギー発電促進賦課金減免制度見直しの方針が示された。平成28年度分については、減免の認可を既に受けているが、今後、減免制度の見直しが行われた場合、企業団の経営に大きな影響を与えることから、構成市や関係団体とも協力し、国等への要望活動を継続されたい。 | ［技術部 施設管理課・総務部 総務課］<br>「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（経済産業省資源エネルギー庁）」が公表した報告書案に対して、経済産業省資源エネルギー庁等の関係機関に、現行制度の維持の要望活動を大阪広域水道企業団等の減免対象企業団4団体で実施するとともに、報告書案に対するパブリックコメントに関して、構成4市とともに、減免対象及び減免水準を含む現行減免制度の維持を求める意見書を提出した。<br>また、平成28年度においても、公益社団法人日本水道協会、全国水道企業団協 |

| | |
|---|---|
| | 議会、全国大規模水道用水供給事業管理者会議その他関係団体による国、関係機関及び国会議員への要望活動時に、財政支援等の要望と合わせて、現行の減免制度の維持等を要望する予定であり、今後も引き続いて、構成４市や減免対象の事業体と連携し、国等への要望を継続する。 |